

企画競争説明書

業務名称：ネパール国スンサリ及びモラン郡における災害
リスク削減のための洪水対策能力強化プロジェ
クト

調達管理番号：23a00548

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

（上限額を設定しない場合は削除）

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月27日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月27日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国スンサリ及びモラン郡における災害リスク削減のための洪水対策能力強化プロジェクト
 - (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
 - (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年12月 ～ 2026年12月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年12月 ～ 2025年12月

第2期：2025年12月 ～ 2026年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Ogaito.Ayumi@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 10月 3日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 10月 3日 12時
3	質問への回答	2023年 10月 6日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 10月 20日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 11月 2日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ネパール国タライ流域洪水リスク管理プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00428）の受注者（株式会社アールクエスト）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】 調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード

を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書¹等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ネパール政府の河川行政体制に基づく全国展開に向けた能力強化方法検討時のポ	第4条2（1）2）ネパールにおける河川行政の能力

¹ 本案件は、詳細計画策定調査開始時点では「タライ流域洪水リスク管理プロジェクト」として実施したため、本案件の詳細計画策定調査報告書名は「ネパール国 タライ流域洪水リスク管理プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」である。

	イント	強化
2	ネパールの現状及び過去に作成した治水計画の課題を踏まえた、本事業で作成する治水計画の構成案	第4条2(2)1) 治水計画について
3	ネパールの現状及び過去に作成した治水計画の課題を踏まえた、本事業対象流域における洪水対策の検討思想・方針	第4条2(2)1) 治水計画について
4	治水計画検討及び策定段階で、想定されるインド政府向け留意点及び対応方法	第4条2.(2)2) インド政府との調整
5	リスクマップ及び治水計画策定に十分な【既存】標高データ(DEM)の入手方法	別紙1 案件概要表4.(4) 活動1.1

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主に個人)。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「5.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要表）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本案件の意義、趣旨などについて

1) JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」としての協力

- 本案件は、ネパールのタライ平野の中でも経済活動が活発なビラトナガル市とその周辺を対象とした洪水対策を実施するものであり、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「防災・復興を通じた災害リスク削減」のクラスター①「事前防災投資実現」の推進に貢献することを目指すものである。さらに、災害リスクの理解や治水事業実施のための体制構築といった、防災施策展開のための計画・実施能力の自律的向上や防災体制の拡充を図るものであり、クラスター②「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」の推進に貢献することを目指す。

2) ネパールにおける河川行政の現状を踏まえた本事業の方針

- ADB が本案件の実施機関であるエネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局（以下、「DWRI」という。）に対して、「Priority River Basins Flood Risk Management Project」（2020-2027）を通じて、タライ地域の6河川（West Rapti、Mawa Ratuwa、Lakhandei、Mohana Khutiya、East Rapti、Bakraha）流域において、社会・経済損失削減と洪水に対するコミュニティの回復力向上の支援を実施しているが、DWRI 自身による治水計画の策定能力は、十分な技術的検討を行っているとは言えないため、本案件は前例を踏襲するものではなく、流域全体の特性及びバランスを考慮した治水に関する方針及び計画を策定するものである。

- また、ネパール政府は連邦制への移行に伴い、河川行政の地方分権化を進めているが、未だ連邦政府と地方政府の所掌は明確に定まっていない。このような状況下、本案件はロハンドラ川（連邦政府管轄）、ケシャリア川及びシンヒア川（地方政府管轄）を対象とするが、このような流動的なネパールのガバナンス特性を踏まえた、流域単位の治水計画の策定及びその実施体制構築並びに全国展開に向けた能力強化を行う²。

（２）治水計画の考え方

１）治水計画について

- 本案件が策定する治水計画の構成（案）は、別紙4を参照する³。
- 2015年3月に仙台で採択された「仙台防災枠組2015-2030」（以下、「SFDRR 2015-2030」という。）が掲げる優先アクションの一つである「優先行動3：強靱性のための災害リスク削減への投資」に重点を置き、治水計画を策定・実施することに留意する。
- 現在の対象流域の状況及び将来の開発見込みを踏まえ、洪水リスク削減に向けた長期的な方向性を明示することに留意する。
- 気候変動の影響や、都市化が進む中での治水（都市化が進み、取り得る対策の選択肢が限られる中で、如何に安全度を上げるか）といった課題を踏まえ、本事業対象流域における洪水対策の検討思想・方針を提案する⁴。
- 本案件で策定する治水計画は実施されて意味を持つことから、ネパール政府の予算要求スケジュールを反映した活動計画（PO）の検討が不可欠であることに留意する。

２）インド政府との調整

- 本案件が対象とする河川流域の下流はインドであり、本案件が策定する治水計画に基づくネパール側での治水事業実施時にはインドへの配慮が欠かせない。インド側への説明に関して、現時点で想定される留意点と対応方法をプロポーザルに記載する⁵。

３）他政策・計画との整合性

- 本案件で策定する治水計画は、以下①～⑤に示す他の関連政策・計画との整

² ネパール政府の河川行政体制に基づく流域単位の治水計画の策定及びその実施体制検討時のポイント並びに全国展開に向けた能力強化方法をプロポーザルで提案する。

³ ネパールの現状及び過去に作成した治水計画の課題を踏まえた、本事業で作成する治水計画策定の目次案をプロポーザルで提案する。

⁴ 現時点で想定している、ネパールの現状及び過去に作成した治水計画の課題を踏まえた、本事業対象流域における洪水対策の検討思想・方針をプロポーザルで提案する。

⁵ 本案件で治水計画検討及び策定段階で想定されるインド政府向け留意点及び対応方法をプロポーザルにて提案する。

合性を図る必要があり、エネルギー水資源灌漑省（Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation。以下「MoEWRI」という。）も認識している。詳細計画策定調査では、本案件の対象河川流域において、上下流の流下能力の不均衡や、治水部門と他部門との連携不足による洪水リスク増大が見られることを確認している。このような現状に鑑み、各河川流域で洪水リスクを評価し、利害関係者間の調整を図りつつ、治水計画を作成することが不可欠である。

① DRR（災害リスク削減）

ネパール政府は既存災害リスク軽減及び新たな災害リスク発生回避を通じ、災害に強い国家を構築するため、National Policy for Disaster Risk Reduction（2018）を策定し、Disaster Risk Reduction National Strategic Plan of Action（2018-2030）を施行している。また、Local Government Operational Act（2017年）とDisaster Risk Reduction and Management Actにより、ネパールの災害リスクガバナンスの基本概念を示している。さらに、National Policy for Disaster Risk Reductionでは、三層政府（連邦政府、州政府、地方政府）に対し、各戦略的行動計画作成と実施に必要な予算確保を義務付けている。関連政策や計画との調和に向けてMoEWRIは関係機関との調整を行いながら本案件成果を確保する。

② 気候変動

本案件で策定する治水計画は、気候変動の影響（降雨量の増加等）を考慮する。ネパール政府は森林環境省を中心に2019年の国家適応計画（NAP）によりネパールの中長期的な気候変動シナリオを示している。DWRIは本案件におけるハザード・リスク評価、治水計画策定に向け、気候変動に関連する森林環境省（Ministry of Forest and Environment）をはじめとする関係機関との調整を行う必要がある。本案件は気候変動適応に貢献する。

③ 道路セクター

対象流域の架橋地点において、橋梁建設の結果、対象河川流域の流下能力低下を及ぼしていることを詳細計画策定調査で確認している。DWRIは道路や橋梁の建設事業を河川管理の主体者として監視・調整することなしに治水計画の効果的実施は期待できない。DWRIは河川管理者として重要な役割を果たすこととなり、関連機関との調整・協議を行うことができる権限と能力を獲得する必要がある。

④ 灌漑セクター

詳細計画策定調査では、対象河川に建設する灌漑水路が河川流下能力の低

下を招いている点を指摘した。灌漑用水路はDWRIにとっても重要インフラとなるが、灌漑用水路の不適切な設計は河川管理上望ましくない。利水と治水の両側面から治水計画を実施していくことが不可欠である。

⑤ 都市計画

詳細計画策定調査では、対象河川流域における急激な都市化に伴い、河川用地内での宅地開発など、洪水リスクを増大させる開発が存在することを指摘した。都市計画と治水計画の調和を図ることが重要であり、MoEWRIは都市計画を担当する関連組織との連携・調整を図る能力を得る必要がある。

4) 法体系や予算配分・執行に関するフィードバックの徹底

- JICAは、事業化にむけた予算確保を行う上でのネパール政府内の課題の一つとして、MoEWRI等が治水向け予算獲得のための説明能力が不足していることを見立てている。そのため、優先治水事業の投資効果を定量化・可視化することも一案となる。また、本案件で創出される成果については、どのように法体系やガバナンス体制に反映していくかについても積極的にネパール政府に提案することを考える必要がある（例：地先別単年度別執行ではなくプロジェクト型総額の執行）

(3) 本案件により行う治水計画の実施メカニズム構築に関すること

1) 治水計画に対する承認と実施のプロセス

- 詳細計画策定調査を通じ、治水計画の実施確度を上げるため、治水計画の正式な認可が必要であること、認可プロセスを確実にするための強いリーダーシップが必要であること、DWRIは関連組織と協議して合理的な手順を検討する上で大きな役割を果たす必要があること、DWRIは水災害政策の作成と他の利害関係者との協議に強いリーダーシップを発揮することが必要であることを指摘した。
- 連邦政府の予算編成スケジュールに従い、洪水管理計画の実施について省内の関係部署と協議する必要がある。

2) DWRIの役割と獲得すべき能力

- DWRIは、治水計画の位置づけ、構成内容、策定プロセスの整理、予算獲得（説明能力含む）の向上、事業実施能力の向上（主に成果3）。
- また、DWRIは、ローカルコンサルタントを活用しながら主体となってハザード/リスクマップ作成、治水計画を策定。ローカルコンサルタントへの適切な指導を行う能力も必要。
- なお、関係機関への普及効率を考慮し、作成するハザード/リスクマップ等は現地の公用語であるネパール語に翻訳することを想定しているが、

事前に C/P と必要性について協議する。

(4) 本邦研修内容として想定するポイント

- JICAとしては、現在、本邦研修の質の向上を検討しているところである。特に、流域全体における治水計画論を適切に実施機関等に理解を促すためにも、本邦研修では、ネパールの文脈にあった訪問すべき日本の河川の選定を行うことが必要となる。
- また、当該業務を通じ、特に重要な流域（1箇所）において、研修カリキュラム及び研修資料を作成する。なお、今後JICAが実施する類似研修でも活用できるものとなることを想定し、対象流域については監督職員と協議をして決定する。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関わる業務

別紙1 案件概要表の「4. (4) 活動」のとおり⁶

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

実施回数	合計2回
研修内容	第1回：治水行政 第2回：ハザード／リスクマッピング、治水計画の策定と実施
対象者	第1回：MoEWRI および選定された対象流域の幹部レベル 第2回：DWRI および対象地域の実務レベル

参加者数	第1回：約6名 第2回：約10名
研修日数	第1回：約7日（移動日を含む） 第2回：約14日（移動日含む）

(3) 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

(4) 現地再委託

本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	河川及び自然条件調査（測量を含む）	対象3河川（ケシャリヤ川、シンヒア川、ロハンドラ川）	1回	定額見積
2	水理・水文解析及び河道計画検討	対象3河川（ケシャリヤ川、シンヒア川、ロハンドラ川）	1回	定額見積
3	環境社会配慮	対象3河川（ケシャリヤ川、シンヒア川、ロハンドラ川）	1回	定額見積

(5) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報

を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査⁷

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ C/P のキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

④ エンドライン調査⁸

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑤ 環境社会配慮に係る調査

➤ 戦略的環境アセスメント

(ア)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環

⁷ 活動1-1, 1-2, 及び1-3で実施。

⁸ 活動3-4で実施。

境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

(イ) (優先プロジェクトの提案を行う場合は) マスタープラン策定後に、複数のプロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピング(環境社会影響項目の絞り込み)を行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。

(ウ) 主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)

エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

カ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民生活区域及び経済社会状況等)の確認

キ) 影響の予測

ク) 影響の評価及び代替案の比較検討(PPPレベル)

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) (優先プロジェクトの提案を行う場合は) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果(検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案)の作成

シ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙5を参照のこと。)

第6条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	英語	電子データ	
業務進捗報告書	第1期の契約履行期限末日 (2025年11月28日)	日本語 英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日 (2026年11月30日)	日本語	製本、CD-R	各2部
		英語	製本、CD-R	各3部

- 業務進捗報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的・成果）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCMC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- ⑩ 広報活動
- ⑪ 現地再委託
- ⑫ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑬ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細）
- ④ プロジェクト成果の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用、具体的な介入方法とそこからの経験・教訓の詳細）
- (4) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：ネパール

案件名：スンサリ及びモラン郡における災害リスク削減のための洪水対策能力強化プロジェクト

Project for Capacity Development on Flood Control for Disaster Risk Reduction in Sunsari and Morang Districts

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクター／地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ネパールは、急峻なヒマラヤ山脈に代表される山岳地、首都カトマンズを含む都市部が形成される丘陵部、標高の低い土地が広がるタライ平野など狭い国土に多様な地形が存在する。このような地形条件が一因となり、洪水、土砂災害、地震など自然災害が多発しており、1998～2017年の年間平均被害額は約231百万ドルと算定されている（ジャーマン・ウォッチ、2019年）。また、気候変動に起因した災害リスクについては世界第10位と評価される（ジャーマン・ウォッチ、2021年）など、将来の気候変動リスクに対しても脆弱であることから、洪水や土砂災害対策は喫緊の課題となっている。

ネパール政府は、「国家水計画」（2002～2027年）において、「2027年までに水害による社会経済的損失を他の先進諸国の水準まで引き下げること」を目標に掲げている。特に、タライ平野はネパール国土の17%を占める広大な低地であり、ヒマラヤ起源の大小河川の合流により洪水リスクが高く、経済被害が生じる地域である（JICA、2022年）。タライ平野の中でも経済活動が活発なコシ州の州都であるビラトナガル市（モラン郡）（ネパール国内人口第4位（24.5万人））とその北部に位置するイタハリ市（スンサリ郡）は、現在、農業中心の産業構造だが、インド国境に接し、コルカタ港との物流拠点であることから、工場群増加や市街地拡大とともに中長期的な資本集積の進行が予想されている（JICA、2022年）。

このような状況下、モラン郡及びスンサリ郡を流下するケシャリア川、シンヒア川、ロハンドラ川流域における将来の洪水リスクを考慮した経済開発が重要であるとされている。具体的には、河川の十分な流下能力を確保し、洪水時の河川の水位を低下させ、浸水による経済被害を削減する洪水対策が不可欠である。両郡において、対象河川の流域の洪水ハザード及びリスクマップの作成、構造物及び非構造物対策による洪水リスク削減への治水計画の策定及び治水計画の実施に向けた事前防災管理投資を促進する関係機関間の実施メカニズムの構築を行う「スンサリ及びモラン郡における災害リスク削減のための洪水対策能力強化プロジェクト」（以下「本事業」という。）は、エネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局（Department of Water Resources and Irrigation, Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation。以下「DWRI/MoEWRI」という。）の能力強化を行うものであり、「国家水計画」（2002～2027年）の目標達成に貢献するものとして位置付けられている。

(2) 防災セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け
我が国の対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）において、「防災及び気候変

動対策」を重点分野の一つとしており、自然災害はネパールの安定的な経済発展の阻害要因であり、災害に強靱な国土基盤の形成を重要としている。また、治水計画実施に向けた事前防災投資を促進する本事業は上記方針の重点分野に位置付けられている。また、対ネパールJICA国別分析ペーパー（2020年8月）では、「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」を重点分野の一つとしており、より良い復興の着実な実施及び災害管理の強化、気候変動・自然環境に配慮した持続可能な開発が開発課題であると分析している。本事業はこれらの分析、方針に合致している。

加えて、本事業は、根本的な洪水リスク削減事業を検討することで事前防災投資の促進を目指すものであることから、「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動3「レジリエンスのための災害リスク軽減への投資」に資するものであり、JICAのグローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」の協力量針の一つである「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」にも合致する。さらには、SDGsのゴール11（包摂的、安全、強靱で持続可能な都市と人間住居の構築）及びゴール13（気候変動とその影響への緊急の対処）にも資するものである。

JICAはこれまでにタライ平野を対象とした技術協力「テライ平野河川治水計画調査」（1997～1999年）によりタライ流域8河川を対象に2017年を目標年にした治水事業のマスタープラン（一部F/Sを実施）を策定したが、本事業の対象河川の流域とは異なる。

（3）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は、「Priority River Basins Flood Risk Management Project」（2020～2027年）において、DWRI/MoEWRIを実施機関として、タライ地域6河川の流域（West Rapti, Mawa Ratuwa, Lakhandei, Mohana Khutiya, East Rapti, Bakraha）を対象に、構造物対策と非構造物対策を組み合わせ、洪水からの社会・経済損失削減と洪水に対するコミュニティの回復力向上を目指している。2022年12月の時点で、Mawa Ratuwa、Mohana Khutiyaの両河川の流域の河川護岸施設の詳細設計が完了している。

世界銀行（WB）は、「Building Resilience to Climate Related Hazards Project」（2013～2020年）において、MoEWRI下の水文気象局（Department of Hydrology and Meteorology。以下「DHM」という。）及び農業畜産開発省（Ministry of Agriculture and Livestock Development）を実施機関にマルチハザード情報と早期警報システム確立、既存の水文気象システムと農業管理情報システムの改善と能力強化を通じた気候変動に脆弱な地域社会に対する気象・洪水予報・警報の正確性、適時性改善及び気候関連の生産リスク軽減に資する農業経営情報システムサービス開発に係る政府能力の向上を行っている。

インド政府は、「Indian Government Grant River Training Project」（2022～2027年）を通じて3河川（Khado川、Banganga川、West Rapti川）を対象に河川工事・河道改修と堤防建設のため1.8億ネパールルピー（≒約1.8億円）の無償資金協力を実施中である。なお、2008年以降インド政府は河道改修と堤防工事の事業資金46億8,000万ネパールルピー（≒約46.8億円）や洪水、地すべり対策への資機材供与を行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、スンサリ郡及びモラン郡の3河川の流域（ケシャリア川、シンヒア川、ロハンドラ川）において、洪水ハザード及びリスクマップの作成、構造物及び非構造物対策による洪水リスク削減のための治水計画の策定及び、洪水災害リスク削減に寄与する治水計画実施に向けた事前防災投資を促進するため、関係機関の調整を含めた治水事業を計画、施行、維持管理を実施するためのメカニズムを構築することにより、DWRI/MoEWRIの対象河川の流域における洪水災害リスク削減に資する治水計画と事業の策定及び事業実施能力の強化を図り、もって将来の洪水リスク削減と統合的な地域開発に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

スンサリ郡及びモラン郡（ケシャリア川、シンヒア川、ロハンドラ川の3河川の流域）

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：エネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局職員（DWRI/MoEWRI）

間接受益者：都市開発に係る関係機関、対象地域に居住する住民（ビラトナガル市住民約24.5万人）

(4) 事業実施期間

2023年12月～2026年11月を予定（計36ヶ月）

(5) 事業実施体制

1) 実施機関：

エネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局

2) 関係機関：

① 連邦政府レベル：エネルギー水資源灌漑省（水資源部、開発支援・州調整部）、DHM、公共インフラ運輸省（Ministry of Physical Infrastructure and Transport）、都市開発省（Ministry of Urban Development）、水資源・エネルギー委員会（Water and Energy Commission Secretariat）、内務省国家防災庁（National Disaster Risk Reduction and Management Authority）、財務省（Ministry of Finance）、連邦総務省（Ministry of Federal Affairs and General Administration）、森林環境省（Ministry of Forest and Environment）

② 州政府レベル：コシ州政府の給水・エネルギー灌漑省、道路インフラストラクチャー・都市開発省

③ 地方政府レベル：関係する地方自治体の関連部局

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAは、無償資金協力「数値標高モデル及びオルソ画像整備計画」（2020～2024年）を実施中。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

特になし。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② 分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010

年 4 月公布) 上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないとは判断されるため。

- ③ 環境許認可：本格調査段階において、ネパール国内法に基づき必要な許認可を確認する。
- ④ 汚染対策：詳細計画策定調査において、大気質、水質等に係る予備的スコーピングを実施しており、プロジェクトの計画決定への反映について合意済み。
- ⑤ 自然環境面：詳細計画調査結果によると、事業対象地域において国立公園、保護区等の存在は確認されていないが、詳細を本格調査で確認する。
- ⑥ 社会環境面：詳細計画策定調査結果によると、事業対象地域における用地取得・非自発的住民移転の実施について確認されていないが、本格調査段階で発生することが確認された場合、ネパール国内法及び JICA ガイドラインに則り計画が策定される予定。
- ⑦ その他・モニタリング：本事業で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

本事業は、気候変動による降雨量の変化等のインパクト軽減に向けて洪水対策の強化を行うものであり、気候変動への適応に貢献する。

3) ジェンダー分類

【対象外】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>

調査にてジェンダー主流化ニーズが確認されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(8) 安全対策

事業サイトへの渡航にあたっては、カウンターパート等を通じ、事前に治安状況を確認し、最新の治安情報を把握する。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

エネルギー水資源灌漑省の主導により、将来の洪水リスク削減と統合的な地域開発に寄与する治水計画の策定及び事業が実施される。

指標：

- ① 洪水のリスク評価及びリスク削減のための治水計画の策定手法に沿い新たに作成された治水計画の数

- ② 治水計画に基づく治水事業の予算要求額の増加
 - ③ 治水計画に基づく河川治水事業の予算配分額の増加
 - ④ 治水計画に基づく洪水対策事業の実施件数の増加
- (2) プロジェクト目標

エネルギー水資源灌漑省の地域開発への寄与を考慮し、対象河川の流域における洪水災害リスクの削減に資する治水計画と事業の策定及び事業実施の能力が強化される。

指標：

- ① 洪水ハザードマップ、リスクマップ及び治水計画の内容と策定手法が DWRI で承認され、MoEWRI 内で認知される。
 - ② 事業の策定件数
 - ③ 本事業で策定する治水計画に基づく河川治水事業の予算要求の増加
- (3) 成果

成果1：対象河川の流域に関する洪水ハザード及びリスクマップが作成される。

成果2：対象河川の流域において構造物及び非構造物対策による洪水リスク削減のための治水計画が策定される。

成果3：洪水災害リスク削減に寄与する治水計画の実施に向けた事前防災管理投資を促進する実施メカニズムが構築される。

(4) 活動

(成果1を達成するための活動)

- 1.1 過去の洪水発生、被害の情報、流域の資産データ（収集困難な場合は推算を含む）、及び関連文書のデータ・情報を収集し、整理を行う⁹。
- 1.2 上記1.1で収集されたデータ・情報をレビューする。
- 1.3 複数の生起確率の洪水を対象に氾濫解析及びリスクアセスメントを実施する。
- 1.4 洪水ハザードマップ、リスクマップの作成と更新方法について関係機関へのコンサルテーションを行い、実施の体制とメカニズム（方法・手順）を構築する。
- 1.5 収集したデータと氾濫解析の結果を用いて対象河川の流域のハザード、リスクマップを作成する。
- 1.6 洪水リスクに関する共通認識を醸成するために関係機関に対し、ハザードマップ、リスクマップを周知する。

(成果2を達成するための活動)

- 2.1 治水計画策定に必要なデータ・情報（水文気象、治水、土砂、河川利用、都市開発・土地利用、社会環境、気候変動等の現状・将来計画）を収集・整理する。
- 2.2 対象河川の流域の現状の課題を分析する。
- 2.3 治水計画策定に向け、計画規模、基本高水流量を設定する。
- 2.4 治水計画の構成を設定する。
- 2.5 洪水災害リスク削減に資する構造物対策、非構造物対策の具体的な組合せ（案）を検討する。
- 2.6 上記2.5で検討した案を基にインド政府を含む関係機関と協議し、合意形成を図りながら治水計画を策定し、計画流量を定める。

⁹ 活動1-1に関し、リスクマップおよび治水計画策定に必要な標高データ（DEM）として、活用しうるデータ（案）をプロポーザルに記載してください。

2.7 上記活動2.6で定まる治水計画に対して適切な手法で経済評価を行い、投資の妥当性を確認する。

(成果3を達成するための活動)

3.1 現行の治水事業の実施及び関係機関との連携メカニズム（方法・手順）構築に向けた課題を明らかにし整理する。

3.2 治水計画の継続的かつ有効な実施に必要な体制と事業実施のメカニズムを構築する。

3.2.1 関係機関の役割分担と責任の明確化（治水計画の諮問、策定、承認及び実施への調整等）

3.2.2 治水事業の優先順位付け、重複の最小化と必要な予算配分のための手順とメカニズムの策定

3.2.3 災害リスク削減への事前投資と治水事業実施の妥当性・有効性を説明するためのツール、資料の作成

3.3 上記3.2で構築した治水事業の実施メカニズムの運用のための河川管理体制を構築する。

3.4 治水計画を策定し、治水事業の実施メカニズムを他地域へ展開する方法と手順（展開対象とすべき優先河川の流域の選定、内容の検討等）を検討する。

3.5 洪水ハザード/リスク評価、治水計画策定及びその実施方法を広く周知するためのワークショップ/セミナーを実施する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 対象河川の流域においてプロジェクトの進捗や社会経済状況に甚大な被害をもたらす災害が発生しない。

(2) 外部条件

- ・ プロジェクト活動又は技術移転に従事した技術職員の離職・異動が大量に生じない。
- ・ 組織体制、所掌及び分掌が大きく変更しない。
- ・ ネパール国内全体で予算配分に大きな影響を与える経済状況の悪化が生じない。
- ・ 事業対象地域の治安状況が大幅に悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け基礎情報収集・確認調査「フィリピン国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」（2017年）では、JICAが行った治水担当部局の能力強化支援により、カウンターパートである中央政府が各種治水事業のためのガイドライン作成を行い、全地方整備局/地方事務所への治水専属職員の配置を行い、ガイドライン作成者と利用者間全体での能力強化を図り、自主的に組織体制強化を推進する能力が向上したと評している。他方、全地方整備局/地方事務所は治水事業の実施能力を持ち始めたが河川治水計画を策定できるまでには至らず、治水計画を策定できるローカルコンサルタントも少ない点を指摘している。また、フィリピンでは地方自治体が中小河川の治水計画や排水計画を策定するような法体系を有するが、自治体の実施能力は改善の余地が残る。

上記の教訓を活かし、本事業は、DWRIの技術や知識の習得だけでなく、治水事業

の実施に向けた課題把握と、DWRIの実務能力向上にも力点を置く。また、連邦制を敷くネパールのガバナンス体制を考慮し、DWRI本部に加え、DWRIの対象流域プロジェクトフィールドオフィスや州政府等の治水に対する役割分担の明確化や治水に対する優先度の向上など、実効性の高い関係機関の連携メカニズムの構築を目指すこととする。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ▶ 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ▶ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ▶ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- ▶ 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

治水計画策定の技術協力に向けた視点の整理

1. 洪水対策担当組織の治水計画策定能力を把握するための「必要な視点」（素案）

- (1) 技術的検討に基づいた治水計画があるか。その作成者／支援者は誰か。【治水計画の内容は以下〈例〉参照】
- (2) 治水計画は対象流域全体を包括して検討しているか。
- (3) 適切な治水安全度が設定されているか。
- (4) 設定した治水安全度に基づく適切な基本高水、計画高水等の計画流量が設定されているか。
- (5) 治水安全度、計画流量の設定に際し、科学的・技術的分析・検討に基づいて設定されているか。【技術的分析は以下〈例〉参照】
- (6) 河道、貯留施設等の流量配分が適切に検討されているか。（ダムなど流域で貯留する流量、河道が受け持つ流量などの配分が設定されているか）
- (7) 上下流バランスを考慮した適切な検討がなされているか。
- (8) 主要観測地点を定めているか。また、その地点で整備目標とする流量を定めているか。
- (9) 治水計画を検討するための技術的河川調査・解析（水文解析、氾濫解析など）を実施する体制・能力があるか（民間コンサルタントも含めて）。【技術的河川調査は以下〈例〉参照】
- (10) 予算及び実施の観点から実現可能な対策とされているか。
- (11) 河川施設整備の目標年が定められているか。
- (12) 長期的（数十年）視点から段階的な整備が検討されているか。
- (13) 治水計画を策定するための法律・省令・規程があるか。
- (14) 治水計画を策定するためのガイドライン・マニュアルがあるか。
- (15) 流域協議会などステークホルダーと協議する場が設けられているなど、合意形成、事業促進の方策がとられているか。

〈例〉

◆治水計画の内容

- 1.流域・河川の概要と洪水対策の歴史
- 2.現在の状況と課題
- 3.治水計画の目標

- 1) 目標とする安全度、目標とする流域雨量
- 2) 流域の流出解析に基づく基本高水流量
4. 洪水対策の実施
- 4-1. 洪水の防止または被害の軽減
 - 1) ダム、貯留施設、流域の洪水対策および河道の決定
 - 2) 河川が共有すべき高水位の設計
 - 3) 河道計画・施設規模等の検討
- 4-2. 河道の適切な利用と正常な機能
- 4-3. 河川環境の改善・保全
5. プロジェクトのロードマップの策定

◆ 治水計画調査に必要な技術的調査・分析手法

- i. 気象／水理観測
- ii. 水文学的解析（流出解析、頻度解析など）
- iii. 河道特性調査(地形調査、河床材料調査等)
- iv. 河川の洪水に関する水理解析
- v. 河床変動、河床材料調査、土砂輸送の解析
- vi. 氾濫解析
- vii. 経済評価
- viii. 洪水リスク評価
- ix. 災害被害調査
- x. 河川環境調査 など

2. 上記視点を確認するために情報収集すべき項目例

I. 治水計画策定にかかる体制

I-1 組織

- 1) 組織にかかる情報：治水計画の策定、実施、モニタリングとレビューの体制
 - 部門名称、管轄内容、役割/権限
 - 組織図
 - 職員数・教育レベル
 - 予算/支出

I-2 法律と政策の枠組み

- 1) 洪水対策の計画、実施、運用、維持管理にかかる法律/規制/基準/政策/戦略

- 2) 治水計画を承認するための法的プロセス
- 3) プロジェクト実施と支出のための制度・手続き
- 4) 予算申請の制度・手続き
- 5) ガイドライン、マニュアルまたは基準の制度化にかかる法的プロセス
- 6) 流域協議会の役割、メンバー、会議の頻度など
- 7) 治水計画に関連するフォーラム、評議会、委員会の有無

I-3 治水計画策定の役割分担

- 1) 治水計画の策定並びに策定に必要な調査・分析を行う部局の役割
- 2) 民間コンサルタントが調査・分析を行っている場合の、洪水対策担当部局の役割
- 3) 治水計画の策定に係る本省、流域管理事務所間の関係/所掌区分
- 4) 治水計画の策定に係る本省と他の省庁との関係/所掌区分
- 5) 治水計画の策定に係る本省と地方自治体の関係/管掌区分
- 6) 治水計画に関連する災害サイクルの管理・対応に関する洪水対策担当部局の責務・所掌

I-4 ガイドライン、マニュアル、技術評価

- 1) 治水計画の策定、実施、モニタリング、レビュー等の技術基準/ガイドラインの有無
- 2) 技術基準/ガイドライン策定、技術評価と承認を実施する組織の有無

I-5 治水計画の実施とモニタリング

- 1) 治水計画の実施に向けた予算状況
- 2) 治水計画の実施に関するモニタリングの方法
- 3) 洪水対策予算、計画、実施の乖離
- 4) 乖離が生じている政策、法的枠組みや予算などの課題

I-6 能力開発

- 1) 治水計画の策定に関する能力開発の担当部局
- 2) 治水計画の策定に関する人材育成・能力強化計画の有無

参考 1. 日本の河川計画の定義

引用元：国土交通省 <u>河川砂防技術基準 同解説 計画編 第2章河川計画</u>

河川整備基本方針においては、全国的なバランスを考慮し、また個々の河川や流域の特性を踏まえて、水系ごとの長期的な整備の方針や整備の基本となるべき事項を定めなければならない。また、河川整備計画においては、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、地域住民のニーズなどを踏まえた、おおよそ20～30年間にわたる具体的な整備の内容を定めなければならない。

◆河川整備基本方針においては、以下の事項を定めるものとする。 1.当該水系に係わる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

2.河川の整備の基本となるべき事項 イ.基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

ロ.主要な地点における計画高水流量に関する事項

- ① ハ.主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項
- ② ニ.主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

◆河川整備計画においては、以下の事項を定めるものとする。

1 河川整備計画の目標に関する事項

2 河川の整備の実施に関する事項

イ. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：治水計画策定に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／治水計画

➤ 水文・流出解析／リスク分析／気候変動

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 18.50 人月

うち、本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月 0.80（定額計上）を

含む。

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／治水計画）】

- ① 類似業務経験の分野：治水計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国又は南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：水文・流出解析／リスク分析／気候変動】

- ① 類似業務経験の分野：氾濫解析及びリスク分析に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国又は南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2023年12月より業務を開始し、全体期間は2026年12月までの36か月とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 46.88 人月（現地：45.18人月、国内1.70人月）

本邦研修（または本邦招へい）を含む場合、以下を追加：「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.00を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。」

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/治水計画（2号）
- ② 河川調査
- ③ 地形・地質／土砂管理
- ④ 水文・流出解析／リスク分析／気候変動（3号）

- ⑤ 河川構造物計画／施設設計
- ⑥ 環境社会配慮
- ⑦ 都市計画／土地利用／防災計画／非構造物対策
- ⑧ 社会経済
- ⑨ 組織能力強化・予算管理／財務評価

3) 渡航回数を目途 全46回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 河川及び自然条件調査（測量を含む）（対象3河川）
- 水理・水文解析及び河道計画検討（対象3河川）
- 環境社会配慮（対象3河川）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- ネパール国タライ流域洪水リスク管理プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- R/D

2) 公開資料

- 「ネパール国 テライ平野河川治水計画調査」最終報告書 要約
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11505245.html
- 全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査 関連資料
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_000_12335386.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

安全対策に関する JICA ネパール事務所からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守する。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努めること。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については JICA ネパール事務所などで十分な情報収集を行うと共に、現地業務での安全確保のために関連機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。JICA ネパール事務所とは常時連絡が取れる体制とし、地方にて活動を行う必要が生じた場合には、現地の治安状況や移動手段などについて同事務所からの承認を得ることとする。

また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録すること。

(参考) JICA の国別安全対策情報：

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

196,126,000円（税抜）

なお、定額計上分 80,322,900円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	河川及び自然条件調査（測量を含む）（対象3河川）に係る経費	第2章第5条 2.（4） 活動1-1	50,000,000円	河川及び自然条件調査費（測量を含む）一式	現地再委託費
2	水理・水文解析及び河道計画検討（対象3河川）に係る経費	第2章第5条 2.（4） 活動1-3及び2-3、2-4、2-5	12,000,000円	水理・水文解析及び河道計画検討費一式	現地再委託費
3	環境社会配慮調査（対象3河川）に係る経費	第2章第5条 2.（4）及び（5）⑤	5,000,000円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託費
4	資料等翻訳費	第2章第4条 2.（3）2） DWRIの役割と獲得すべき能力	3,910,400円		一般業務費- 資料等翻訳費
5	本邦研修にかかる経費	第2章第5条 2.（2）	9,412,500円	直接経費（1回につき2,900千円、2回分）と受入期間の業務人月1人月分の報酬（格付2号0.5人月、格付3号0.5人月の合計）	①報酬 3,612,500円 ②国内業務費 5,800,000円
定額計上金額 合計			80,322,900円		

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒カトマンズ

東京⇒ドーハ⇒カトマンズ

東京⇒シンガポール⇒カトマンズ

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	(34)
	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: 業務主任者/治水計画	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/○○○○○	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力: 水文・流出解析/リスク分析/気候変動	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	

ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3